

# 国際ロータリー第2830地区と青森大学との教育連携に関する協定書

国際ロータリー第2830地区（以下「甲」という。）と青森大学（以下「乙」という。）は、平成28年4月から乙が開講してきた「じょっぱり経済学」を甲が連携・協力して実施してきたことを踏まえ、甲の奉仕の理想の実現と、乙の教育の充実を図るために甲乙が広く連携・協力することに関し、本日、以下のとおりの協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

本協定は、甲の奉仕の理想を広げるとともに、乙の基本理念を実現して、教育の充実を図るために、甲乙が連携・協力して、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

## 第2条（連携・協力事項）

甲乙は、前条の目的を達成するため、乙が実施・運営する「じょっぱり経済学」等の講義に甲に所属する会員を講師として派遣することその他の活動について連携・協力するものとする。

## 第3条（個人情報の保護）

甲乙は、前条の活動をする際に知り得た講師や学生等の個人情報について、甲または乙の事前の承諾を得ずに第三者に提供する等、当該活動を実施する以外の目的に使用してはならない。但し、法令等の規定その他正当な理由に基づく場合は、この限りでない。

## 第4条（有効期間）

本協定は、本日から令和6年3月末日まで効力を有するものとする。但し、甲乙は、期間満了までに協議の上、これを更新することができる。

## 第5条（その他）

本協定に定めのない事項または本協定を実施するに当たって必要な事項は、甲乙誠実に協議してこれを定める。

本協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月6日

甲 青森市堤町1丁目1-23 ホテル青森内  
国際ロータリー第2830地区

ガバナー  

乙 青森市幸畑二丁目3番1号  
青森大学

学長  